

議案第97号

調布市道の沿道区域の指定の基準等に関する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

沿道区域の指定の基準及び届出対象区域内における工作物の設置の届出等について必要な事項を定めるため、提案するものであります。

調布市道の沿道区域の指定の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第44条第1項並びに第44条の2第2項、第3項、第4項第1号及び第5項の規定により、市道（法第3条第4号に掲げる市町村道のうち、市が法第18条第1項に規定する道路管理者であるものをいう。以下同じ。）に係る法第44条第1項に規定する沿道区域（以下「沿道区域」という。）の指定の基準及び法第44条の2第1項に規定する届出対象区域（以下「届出対象区域」という。）内における工作物の設置の届出等について必要な事項を定めるものとする。

(沿道区域の指定の基準)

第2条 法第44条第1項（法第91条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める沿道区域の指定の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 市道の沿道における地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊、竹木の倒伏、工作物の倒壊その他の市道の沿道の土地、竹木又は工作物が市道の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと。
- (2) 前号の規定による区域の指定は、市道の沿道の土地、竹木又は工作物が市道の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は市道の交通に及ぼすべき危険を防止するため必要な最小限度のものであること。

(届出対象区域の指定の公示)

第3条 法第44条の2第2項の規定による届出対象区域の指定の公示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 届出対象区域及び沿道区域の存する土地の所在地
- (2) 届出対象区域に接続する市道の路線名

(3) 工作物（法第44条第2項の規定により公示されたものに限る。以下同じ。）

(4) 届出対象区域、沿道区域及びこれに接続する市道の区域を表示した平面図の縦覧方法及び期間

2 道路管理者は、前項の公示をする場合にあっては、届出対象区域、沿道区域及びこれに接続する市道の区域を明示しなければならない。

（届出対象区域内における行為の届出）

第4条 法第44条の2第3項の条例で定める事項は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日とする。

2 法第44条の2第3項又は同条第5項の規定による届出は、市長が別に定める届出書を提出して行うものとする。

3 前項の届出書には、届出対象区域内における工作物の位置を表示する平面図（工作物から届出対象区域に接続する市道の路端までの最短距離を明記すること。）及び設計図を添付しなければならない。

（届出対象区域内における届出を要しない行為）

第5条 法第44条の2第4項第1号の条例で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工作物の撤去、点検、修繕又は改良のために必要な臨時の工作物を設置する行為

(2) 工作物の倒壊を防止するための行為

（変更の届出）

第6条 法第44条の2第5項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 場所

(2) 設計又は施行方法のうち、その変更により法第44条の2第3項の届出に係る行為が同条第4項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。